

環状交差点(ラウンドアバウト)の導入について

令和2年3月12日、綾歌郡宇多津町において、香川県内で初めてとなる環状交差点(ラウンドアバウト)が導入されました。

環状交差点とは、車両の通行する部分が環状(円形)の交差点であって、道路標識により車両がその部分を右回り(時計回り)に通行することが指定されているものをいいます。



道路標識

導入場所

町道宇多津駅公園線の香川短期大学前交差点に導入されました。



ドライバーの皆さんは、下記の通行ルールに従い、安全運転を心がけてください。

歩行者の皆さんは、環道内(交差点内)は危険ですので、絶対に通行しないでください。また、道路を横断するときは、必ず横断歩道を利用するとともに、特に環道から退出する車両に注意しましょう。

**環状交差点の交通方法が定められ
平成26年9月1日に施行されます。**

環状交差点とは? 車両の通行する部分が環状の交差点であって、道路標識により車両がその部分を右回り(時計回り)に通行することが指定されているものをいいます。この環状交差点においては、交差点における待ち時間の減少、交通事故の減少等が期待されます。

環状交差点を通行する時は?
あらかじめできる限り道路の左端に寄り、徐行して進入してください。環状交差点内は、右回り(時計回り)に通行し、できる限り環状交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。

車両の優先関係は?
環状交差点においては、環状交差点内を通行している車両等が優先ですので、交差点内を通行する車両等の進行を妨げてはいけません。

歩行者に注意を!
特に歩行者に注意

環状交差点を出る時は?
左側の方向指示器で合図

警察庁・都道府県警察